

- セルフメディケーション税制は「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となります。
セルフメディケーション税制は、医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となります。したがって、この適用を受ける場合は、従来の医療費控除を併せて受けることはできません。また、選択した控除を、更正の請求や修正申告において変更することはできません。
- 「医療費控除の明細書」は、村田町役場税務課、大河原税務署でも準備していますが
【国税庁ホームページ】<https://www.nta.go.jp/>からも印刷・ダウンロードすることができます。

◎以下の申告を行う方は、税務署で申告をしてください。

- 山林所得がある方 ●初めて住宅ローン控除を受ける方 ●青色申告を行う方
- 土地、建物、株式などの譲渡や雑損控除の確定申告を行う方
- 相談内容が複雑な方
※内容や状況により会場での相談が困難と判断した場合は、税務署にお問い合わせいただくようご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
※完成した申告書の提出は可能です。

5. その他税情報

◎スマホとマイナンバーカードでe-Tax

- スマホとマイナンバーカードがあれば、いつでもどこでもe-Taxによる申告ができます。
パソコンで申告書を作成される方も、スマホのアプリ(マイナポータルアプリ)でパソコン上に表示されたQRコードを読み取ればe-Taxによる申告ができます。
また、国税庁ホームページから確定申告書を作成し、税務署へ郵送で提出することも可能です。ぜひご自宅から申告できるe-Taxをご利用ください。
※詳しい申告方法や準備については、税務署にお問い合わせください。
【e-Taxホームページ】<https://www.e-tax.nta.go.jp/>をご覧ください。

◎大河原税務署 申告書作成会場について

- 開設期間 令和8年2月16日(月)～3月16日(月) 受付時間：午前9時～午後4時 ※土・日・祝日を除く
- 会場 大河原税務署 東庁舎2階会議室
- 申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。
「入場整理券」は申告書作成会場における当日配付とLINEによる事前発行があります。
※配付方法の詳細は国税庁ホームページ等でお知らせします。
※「入場整理券」の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



申告相談について重要なお知らせ

- 日程をよく確認の上、お住まいの地区の指定日にお越しください。なお、**対象地区外での申告を希望する場合は申し込みが必要となりますので、前日までに税務課へご相談ください。**
※事前の申し込みなしに対象地区外に来られた場合は受付できません。(対象地区分の関係資料のみ準備しているため)
- 対象地区外で申告される方は、対象地区の方が終わってからの申告となります。
- 申告内容により、1人ひとりにかかる時間が長くなる場合があります。申告相談に来られる際は、時間に余裕をもってお越しください。
- 期間中、担当職員は会場に出向いているため、役場税務課では申告することはできません。
- 期限内に申告された方については、6月中旬に所得証明書、課税(非課税)証明書を発行できるようになりますが、**期限外に申告された場合は証明書の交付を希望されても即日発行できないことがあります。**

所得税及び復興特別所得税の申告書提出期限は 令和8年3月16日(月)まで

お問い合わせ先 大河原税務署 (0224-52-2202) 村田町役場税務課 (0224-83-6403)

令和8年度(令和7年分) 町民税・県民税

申告相談のお知らせ

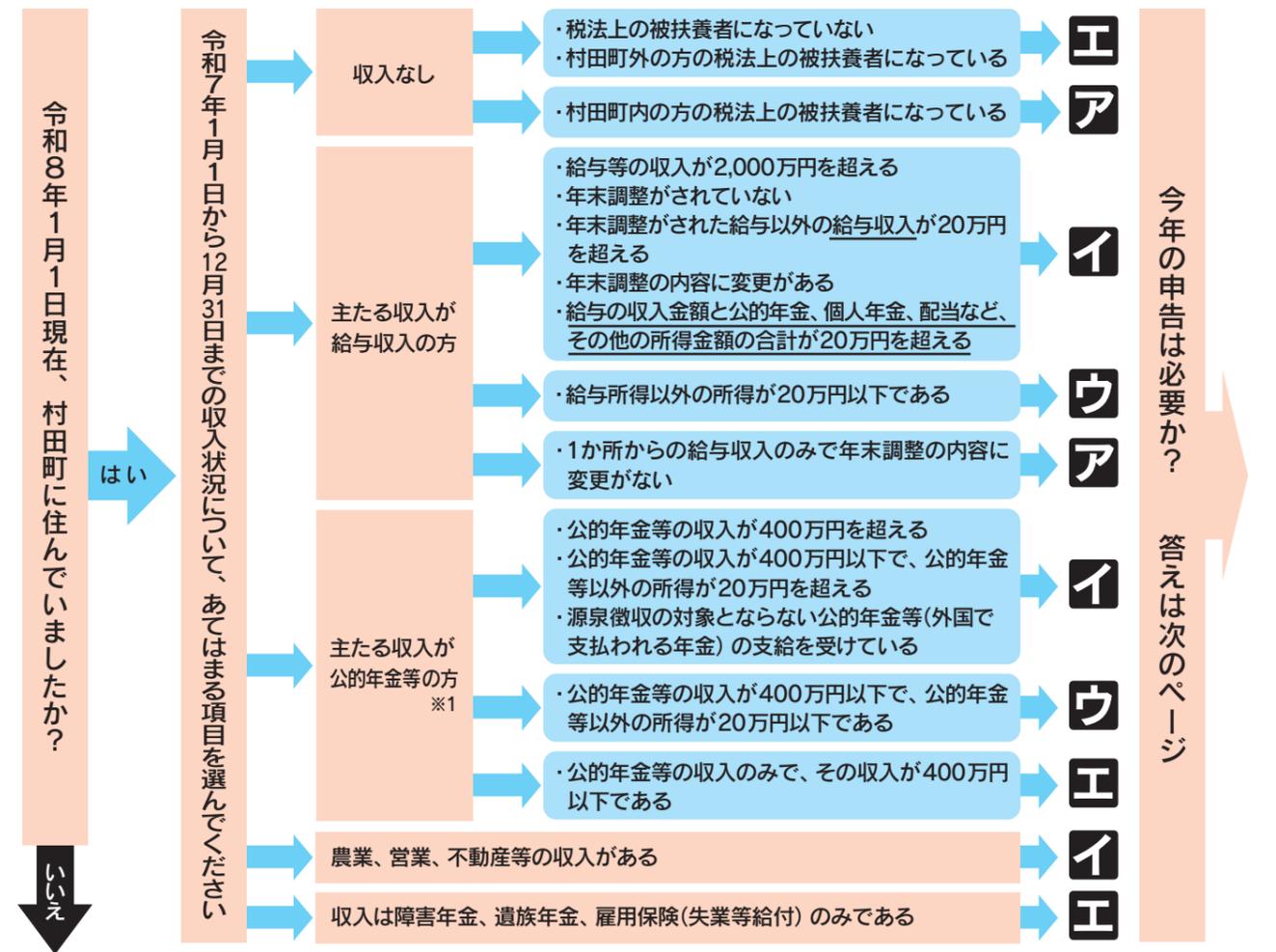
今年も町県民税の申告時期となりました。令和7年中に生じた所得にかかる申告について、次頁の日程で各地区を巡回します。会場は混雑することが予想されますので、相談をされる皆様の待ち時間軽減のためにも、このチラシをよくご覧になり、円滑な運営にご協力いただきますようお願いいたします。(会場内でのマスクの着用は任意となりますが、人と人の距離が近い場面では感染から自身を守るための対策としてマスクの着用を推奨します。)

申告は住民税(町・県民税)・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等を決める大変重要なものです。また、申告期間中は、ご自宅からパソコン・スマートフォンで24時間申告できるe-Taxを是非ご利用ください。多くの方が訪れる申告会場への来場や申告関係書類の持参が不要となるなど便利です。
※各地区の巡回日程で都合のつかない方は、税務署で申告をしてください。

村田町役場税務課 (TEL 83-6403)

1. わたしは申告が必要なの?

次の質問に答えて、今年の申告が必要かどうか確かめてみましょう!
なお、税務署へ申告(直接または電子申告)した方は、村田町への申告は必要ありません。
※詳しくは【国税庁ホームページ】<https://www.nta.go.jp/>をご覧ください。



村田町への町県民税の申告は不要です
町県民税の申告は令和8年1月1日に住所がある市区町村へご相談ください

注意) このフローチャートは簡易的な目安のため、当てはまらない場合もあります。

※1 公的年金とは国などの公的機関が運営するもので、私的年金とは企業が退職者に支給する企業年金や個人が生命保険会社等と契約する個人年金などです。このうち「公的年金」と「私的年金」のうち企業が退職者に支給する企業年金などを合わせたものを「公的年金等」とよびます。

前ページのフローチャートの答え

アの方…所得税、町県民税の申告の必要はありません。

イの方…所得税（町県民税）の申告が必要です。

ウの方…町県民税の申告が必要です。（所得税の申告は必要ありません。）

エの方…町県民税の申告が必要ですが、簡易申告書の提出で代えることができます。

申告が必要となった方は、日程を確認の上、必要なものをそろえ申告をしてください。また、申告の必要がないという結果となった方も、再度下記注意事項を確認の上、必要な場合には申告をしてください。

フローチャートの結果についての注意事項

- 還付を受ける方、損失の繰越し等をする方は、確定申告をする必要があります。
- 所得税、町県民税の申告が不要であっても、扶養控除や医療費控除といった各種控除を申告で追加することにより、所得税または町県民税が軽減されることがあります。
- 公的年金等の収入のみでその収入が400万円以下の方の場合は、簡易申告書の提出で申告に代えることもできますが、各種控除を申告することによって、町県民税が軽減されることがあります。

2. 申告相談の日程

令和8年 2月			
月 日	受付時間	対象地区	会 場
2/5 (木)	13:00～14:30	北 向	西足立地区公民館 (ホール)
6 (金)	9:00～10:30	足立西上一	
	13:00～14:30	足立西上二	
7 (土)			
8 (日)			
9 (月)	9:00～10:30	足立西下一	西足立地区公民館 (ホール)
	13:00～14:30	足立西下二	
10 (火)	9:00～10:30	足立東一	西足立地区公民館 (ホール)
	13:00～14:30	足立東二	
11 (水)			
12 (木)	9:00～10:30	小泉中	小泉地区公民館 (ホール)
	13:00～14:30		
13 (金)	9:00～10:30	小泉西町	小泉地区公民館 (ホール)
	13:00～14:30		
14 (土)			
15 (日)			
16 (月)	9:00～10:30	小泉東	小泉地区公民館 (ホール)
	13:00～14:30		
17 (火)	9:00～10:30	小谷・成生	小泉地区公民館 (ホール)
	13:00～14:30		
18 (水)	9:00～10:30	寄井第1班～第6班	沼辺地区公民館 (ホール)
	13:00～14:30		
19 (木)	9:00～10:30	寄井第7班～第11班	沼辺地区公民館 (ホール)
	13:00～14:30		
20 (金)	9:00～10:30	千塚第3班～第6班	沼辺地区公民館 (ホール)
	13:00～14:30		
21 (土)	9:00～10:30	千塚第1・2・7・8・9班	沼辺地区公民館 (ホール)
	13:00～14:30		
22 (日)			
23 (月)			
24 (火)	9:00～10:30	中 山	沼辺地区公民館 (ホール)
	13:00～14:30		
25 (水)	9:00～10:30	鹿 野	沼辺地区公民館 (ホール)
	13:00～14:30		
26 (木)	9:00～10:30	鹿 野	沼辺地区公民館 (ホール)
	13:00～14:30		
27 (金)	9:00～10:30	関場北	沼辺地区公民館 (ホール)
	13:00～14:30		
28 (土)			

令和8年 3月			
月 日	受付時間	対象地区	会 場
3/1 (日)			
2 (月)	9:00～10:30	沼田北	沼辺地区公民館 (ホール)
	13:00～14:30	沼田南	
3 (火)	9:00～10:30	岡・寄門	沼辺地区公民館 (ホール)
4 (水)	9:00～10:30	薄 木	
	13:00～14:30	姥ヶ懐	
5 (木)	9:00～10:30	本 町	村田町中央公民館 (ホール)
	13:00～14:30		
6 (金)	9:00～10:30	本 町	村田町中央公民館 (ホール)
	13:00～14:30		
7 (土)			
8 (日)			
9 (月)	9:00～10:30	荒 町	村田町中央公民館 (ホール)
	13:00～14:30		
10 (火)	9:00～10:30	内 町	村田町中央公民館 (ホール)
	13:00～14:30		
11 (水)	9:00～10:30	本 郷	村田町中央公民館 (ホール)
	13:00～14:30		
12 (木)	9:00～10:30	石 生	菅生地区公民館 (ホール)
	13:00～14:30		
13 (金)	9:00～10:30	平・北根 櫛道・下・沢戸	菅生地区公民館 (ホール)
	13:00～14:30		
14 (土)			
15 (日)			
16 (月)	9:00～10:30	菅生町	菅生地区公民館 (ホール)
	13:00～14:30	細 倉	

※対象地区外での申告を希望する場合は、申し込みが必要です。
前日までに税務課へご連絡ください。
申し込みがない場合は、申告を受け付けることはできません。

申告には何が必要か？
次のページで確認しよう

3. 申告には何を持って行くの？

①は必ず、②と③は該当するものを持参してください。

① 必ず持参するもの

- 預金通帳（金融機関名・支店名・口座番号がわかるもの）
- 印章（はんこ）（預金通帳に使用している印章（はんこ））
- 「マイナンバーカード」又は「個人番号記載の住民票」及び「運転免許証」等の写し
- ◎ 本人確認書類として、上記番号確認書類と身元確認書類が必要です。
- 還付、納付状況は毎年変わります。ご家族内で申告される方全員分をお持ちください。

② 収入や経費を証明するもの（※どんな収入があったかで持参する書類が異なります。）

種 類	収入を証明するもの	経費を証明するもの
お勤めされていた方 ※パートやアルバイト、 日雇いなども含みます	<input type="checkbox"/> 勤務先からの 令和7年分 源泉徴収票 又は 令和7年分 給与支払明細書	
年金受給していた方	<input type="checkbox"/> 令和7年分 公的年金等の源泉徴収票	
自営業の方 ※生命保険や化粧品品の 外交員も含みます	<input type="checkbox"/> 売上げ明細書など <input type="checkbox"/> 外交員報酬の支払調書など (収入がわかる帳簿等)	<input type="checkbox"/> 仕入れや賃金支払の領収書 <input type="checkbox"/> その他、必要経費の領収書 (経費がわかる帳簿等)
農業の方	<input type="checkbox"/> 農作物の販売代金精算通知書 <input type="checkbox"/> 出荷金額証明（農協等） (収入がわかる帳簿等) <input type="checkbox"/> 経営所得安定対策交付金の明細(対象者)	<input type="checkbox"/> 農作業を委託した場合の領収書 <input type="checkbox"/> 農機具等購入の領収書 <input type="checkbox"/> その他、必要経費の明細書など (経費がわかる帳簿等)
土地や建物などを 賃貸していた方	<input type="checkbox"/> 貸地や貸家などの貸付収入明細書など (収入がわかる帳簿等)	<input type="checkbox"/> 賃貸物件の火災保険料の領収書 <input type="checkbox"/> // 固定資産税の領収書、課税明細書 <input type="checkbox"/> その他、経費が分かる帳簿等 (※該当物件にかかるものだけです)

収入の種類は、上記以外にも多くあります。事前に申告に必要なものを準備の上、持参してください。

③ 所得から差し引かれるもの

該当するものがあれば、 ご持参ください。	<input type="checkbox"/> 令和7年中に納付した国民年金保険料や、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの領収書 <input type="checkbox"/> 令和7年中に支払った生命保険料や旧長期損害保険料・地震保険料の控除証明書 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳や障害者控除対象者認定書など <input type="checkbox"/> 医療費控除を受けるためには令和7年中に支払った医療費を病院、薬局ごとに合計し「医療費控除の明細書」に記入し持参してください。 なお、医療費の通知書を使って医療費控除の明細書に記入したときは、その通知書を明細書に添付する必要があります。また、おむつ代を控除対象にする場合には、おむつの使用証明書の添付が必要です。
-------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 申告をスムーズに進めるために

◎事業所得（営業、農業、不動産等）について

○事業所得について申告される方は、事前に収入金額や必要経費等について整理した「収支内訳書等」をご用意ください。領収書等を経費の項目ごとにまとめて、必ず計算し帳簿等も持参してください。期間中は会場が混み合うため、あらかじめ整理されていない場合は申告相談をお受けすることができません。

◎医療費控除について

○医療費控除を受けるには、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。この明細書は領収書に基づき“人ごと・医療機関ごと”に金額を集計する必要があり、作成に時間を要することから、必ず事前に整理し、金額を記載したものをご用意の上、お越しく下さい。なお、保険金等で補てんされる金額がある場合は併せて記載してください。